

資産課税 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限延長

1. 改正の概要

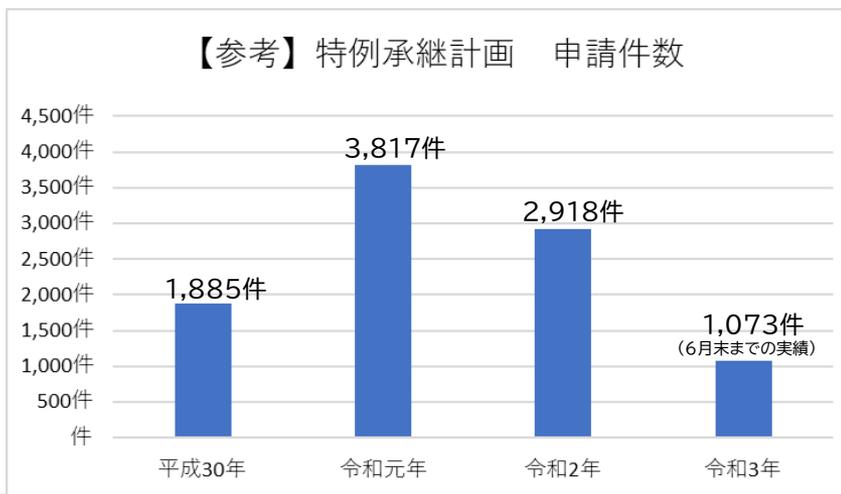
非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少などにより事業承継が後ろ倒しになる傾向にあるため、特例承継計画の提出期限を従来の令和5年3月31日から1年間延長する。

	改正前	改正後
特例承継計画の提出期限	2023年（令和5年）3月31日	2024年（令和6年）3月31日
特例制度の適用期限	2027年（令和9年）12月31日	同左（改正なし）

2. 実務上の留意点

事業承継税制特例制度の適用期限（2027年（令和9年）12月31日）は、今後も延長されない見込みのため、本特例の適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうがよい。

「この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待する。」
大綱より



本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。